

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

同族会社へ財産を遺贈したとき

Q：私は会社を営んでいます。この会社へ貸し付けている土地や建物を、遺言で“会社へやる！”としたいのですが、そうすれば相続税の節税になりますでしょうか。

A：もし、あなたが亡くなると、遺言により、その土地や建物は法人がもらうことになります。そうすると、法人には受贈益が計上され、法人税が課税されます。

一方、あなたには「みなし譲渡所得」として所得税がかかりますので、相続人が準確定申告をしなければなりません。

この場合、時価で譲渡したとみなされて譲渡税の計算がされます。

更に、この遺贈により、会社の株式の価額が増加したりすると、その増加額に相当する利益を、各株主があなたから遺贈によりもらったとして相続税がかかることになるでしょう。

相続税の節税だけのために会社へ遺贈されるのならば、その効果はあまり期待できないものと思われます。

